

令和6年 第8回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和6年10月30日(水) 15時から 16時30分

2. 開催場所 東神楽町役場新庁舎3階委員会室A

3. 出席委員 11名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第4 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第5 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

第6 議案第3号 あっせん委員の指名について

第7 議案第4号 東神楽町農業振興地域整備計画の変更について

第8 その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

主任 武田 翔太

開会

事務局長	それでは皆さんこんにちは。午前中の農地パトロールに引き続き総会ということでよろしくお願いいたします。只今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和6年東神楽町農業委員会第8回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読します。ご起立願います。今日は2番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農用地の確保と有効利用を進め法令に基づく適正な農地行政に努めます。ご着席下さい。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

あいさつ

会長	はい。皆さんこんにちは。東神楽町農業委員会第8回通算746回総会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、午前中より農地パトロールということで、ご足労いただき大変ありがとうございました。後ほど総括もありますのでよろしくお願いいたします。先日、選挙が終わりまして今回、自民党としては過半数割れをしまして、政権の方が農業に対してどのようになるのか、良い方向に向かえばと思っております。北海道6区としては、自民ではありますが東さんが当選され、2期目ということで個人的には期待をしているところであります。上川中央部としては、各市町村の問題点等を汲み取って毎年要望を出していますので、ある程度その要望も通していただければと思っております。今回、総会案件は少ないかと思いますが、慎重審議よろしくようお願いいたします。
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

会議録署名委員の指名について

会長	それでは議事に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、1番伴野代理、2番安藤委員、よろしくお願いいたします。
----	------------------------------------------------------------

【報告】農業委員会の概況報告について

会長	日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願いします。
武田主任	はい。前回総会以降における農業委員会の概況について報告いたします。8月31日、東神楽神社例大祭宵宮祭に、島田会長に出席いただいております。10月11日、あっせん委員会が行われまして、伴野代理、伊藤農地部長、野々瀬委員、安藤委員に出席いただいております。皆さん、お忙しい中ありがとうございました。以上です。

【報告】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	続きまして、日程第3報告第2号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明お願いいたします。
武田主任	はい。今回は2件あがってきております。資料は3・4ページになります。前年度より変更点もなく、報告書類により、農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしていることを報告させていただきます。以上です。
会長	ありがとうございました。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きます、日程第4議案第1号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明お願いいたします。
武田主任	はい。今回、所有権移転が3件、利用権設定の新規案件が1件となっています。39番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか6筆。総面積が157,208㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限は令和7年3月31日までとなっております。売買価格につきましては、16,350,000円。反当価格は104,000円となっております。こちら農地売買等事業に係る早期売渡の案件となっております。あと1年残していましたが今回切り上げての売買となりました。前所有者は〇〇の〇〇さんです。以上です。
会長	ありがとうございました。担当、藤田委員。
藤田委員	こちら〇〇さんから公社へ。その後、公社から〇〇さんといったものになります。〇〇さんが来年、法人化されることもあり、準備金を崩して早期に買入をしたいという話でした。特段問題ないと思いますが、慎重審議のほどよろしく申し上げます。
会長	ありがとうございます。只今の件につきまして、皆さんからご質問等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きます40番。
武田主任	40番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が7,294㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限が令和6年11月30日までとなっております。売買価格につきましては2,860,000円。反当価格は、地番図をご覧いただきたいのですが、田が3枚あるうちの手前道路側1枚が400,000円、ほか2枚が450,000円となっております。以上です。
会長	ありがとうございました。担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	はい。〇〇さんより農地売買の相談がありまして、耕作をされている〇〇さんにお話しをしたところ快く引き受けいただき、今回の案件となっています。反当価格についてですが、道路側1枚について粘土地となっていて耕作しづらいということで価格設定させていただいております。〇〇さんにおかれましては、効率的に耕作もされておりましたまだ頑張ってくださいと思っています。問題ない案件と思いますが、慎重審議よろしく申し上げます。
会長	はい。ありがとうございます。只今、担当委員から説明ありましたが、こちらの案件につきまして、皆さんからご質問等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きます41番、お願いいたします。
武田主任	41番。所有権移転を受ける者〇〇。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか8筆。総面積24,054.08㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限は令和6年11月30日までとなっております。売買価格につきましては4,805,000円。反当価格は地番図でいう〇〇-〇〇、〇〇の所が300,000円、その右側にある〇〇-〇〇が270,000円、その下にある畑が150,000円となっております。以上です。

会長	ありがとうございました。担当、安藤委員。
安藤委員	事務局の説明があったとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、お父さんを亡くされて相續しております。また、忠栄にお住いでした〇〇さんが親戚で、その方がご存命のときは、〇〇さんに色々と相談をされて農地を所有されていたそうなのですが、相談する方もいなくなり、ご自身が遠方にお住いとのことから売買の相談を受けました。耕作されておりました〇〇さんへお話しをしたところ快諾していただきあっせんとなりました。反当価格なのですが、相場を300,000円としております。先ほど説明もありましたが、地図上の左側2枚は形が変なところもありますが四角一枚とさせていただき300,000円。右側の666-8は、若干耕作しづらい形状となっていることから270,000円とつけさせていただきました。畑は、300,000円の半分150,000円としています。〇〇さんにおかれましては、〇〇さん2人と一緒にしっかりと会社経営をされていますので何ら問題ないかとは思っています。慎重審議のほど、よろしく願います。
会長	はい。ありがとうございます。只今、担当委員から説明ありましたが、この件につきまして、皆さんからご質問等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして利用権設定関係、よろしく願います。
武田主任	利用権設定新規案件です。42番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか2筆。総面積20,847㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期については、10月30日から令和11年8月29日までの5年間となっております。賃貸料は、売買価格8,676,000円の1%である86,760円となっております。こちら公社の農地売買等事業による一時貸付の案件となっております。以上です。
会長	ありがとうございます。担当、安藤委員。
安藤委員	事務局の説明があったとおりであります。公社案件です。今回借りられる〇〇さんですが、お父さんから継承し、2年ほど前から耕作されています。経営的にも問題ないと判断させてもらっています。何ら問題ないかとは思いますが、慎重審議のほどよろしく願います。
会長	ただいま担当から説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

会長	続きまして、日程第5議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について事務局より説明願います。
武田主任	はい。それではこちら農用地の買入協議について説明いたします。今月は1件となっております。番号3番。申出人〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が44,830㎡。あっせんの申出年月日につきましては8月7日となっております。こちら面積が広大であり、あっせんでの調整がうまくいかなかったため今回公社に買入協議の要請を行うこととなっております。以上です。
会長	はい。それでは担当委員より説明願います。

伴野代理	只今、事務局から説明のあったとおりでございますけど、〇〇さんですが、〇〇地区で農業をされていまして〇〇さんの娘さんであります。〇〇さんがお亡くなりになり相続されています。この地区ですが、このあたり国営事業の設計作業が入りまして、これを機会に処分をしたいとの旨、申し出のあったものであります。妥当価格は、この地区の相場であります400,000円とさせていただきます。補足でございますが、公社買入協議後、受けていただけることとなっている〇〇となっております。〇〇さんも問題なく、引き受けていただき公社買入となりました。問題なからうと思っておりますけど、慎重審議よろしくお願いたします。
会長	はい。ありがとうございます。ただいま担当から説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは、申出者及び公社への買入協議を行う旨の通知をされるよう要請します。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きまして、日程第6議案第3号、あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
武田主任	はい。それではあっせん申し出のあった案件について、説明いたします。10番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積20,709㎡です。11番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積5,622㎡です。12番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積16,513㎡です。13番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積4,712㎡です。14番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積22,050㎡です。15番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積39,299㎡です。16番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積12,414㎡です。17番申出人住所〇〇、氏名〇〇。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか5筆。総面積151,752㎡です。18番申出人住所〇〇、氏名〇〇。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積6,668㎡です。すべて農振農用地区域内で申し出理由売買です。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。あっせん委員の指名ですが会長一任でよろしいですか。
各委員	(異議なし)
会長	それでは指名させていただきます。10番、伴野代理、伊藤委員、野々瀬委員。11番、12番、13番、14番、15番、伴野代理、伊藤委員、私です。16番、伴野代理、伊藤委員、栗本委員、西村委員。17番、18番、伴野代理、伊藤委員、前田委員、伴野竜太委員。以上よろしくお願いたします。

【議案】 東神楽町農業振興地域整備計画の変更について

会長	続きまして、日程第7議案第4号、東神楽町農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明願います。
武田主任	はい。それでは東神楽町農業振興地域整備計画の変更につきまして、説明いたします。議案第4号資料と書かれたものになります。産業振興課より農振農用地からの除外の意見照会をいただい

	<p>おりまして、当委員会にて審議し問題なければその旨回答するような形となっております。〇〇の〇〇さんより、資料にあります敷地を駐車場用地とするために農振農用地区域からの除外申請がなされたものです。位置図、図面等については資料のとおりとなります。また、農地転用の必要性についてですが、来月の総会にて審議していただく予定となっておりますが、農地区分や転用理由につき許可見込みで進めます。以上です。</p>
会長	事務局から説明ありましたが、皆さんからご意見等ありましたらお願いします。
各委員	(ありませんとの声)
会長	支障ないとしてよろしいですか。
各委員	(異議なし)
会長	それでは、支障ないとして意見を付し、回答します。

【その他】

会長	続きますして、日程第7その他についてお願いいたします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 11月総会の日程について ② 農地パトロール（利用状況調査）総括 ③ 令和7年1月からの参考賃借料（全町一本型）について ④ 12月開催研修会について